

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、企業の社会的責任(CSR)を果たし、株主・取引先・従業員など、さまざまなステークホルダーから信頼されることが企業価値の向上に不可欠であると認識しております。

また、コーポレート・ガバナンスの強化を経営の最重要課題の一つとしてとらえ、積極的に取り組んでおります。

このために、株主総会、取締役会による経営監視はもとより、経営上の意思決定にあたってはその手続きを厳格に行うなど、経営の透明性、公正性を確保し、迅速な運営を行っております。

当社は、次の基本方針に沿って、コーポレートガバナンスの充実に取り組みます。

- (1) 株主の権利を尊重し、平等性を確保します。
- (2) 株主をはじめとするステークホルダーとの適切な協働に努めます。
- (3) 会社に関する情報を適切かつ積極的に開示し、ステークホルダーへの説明責任を果たすとともに、透明性を確保します。
- (4) 取締役会、監査役及び監査役会が経営監視・監督機能を十分に果たせるよう、それぞれの役割・責務を明確化します。
- (5) 中長期的な株主の利益と合致する投資方針を有する株主との間で建設的な対話を行います。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【補充原則1-2-4 議決権の電子行使を可能とするための環境作り、招集通知の英訳】

現時点では、議決権電子行使プラットフォームの利用及び招集通知の英訳は行っておりません。今後、外国人株主や機関投資家の株式保有比率等を勘案し、採用を必要に応じて検討してまいります。

【補充原則3-1-2 英語での情報開示・提供】

ホームページの一部については英文化を実施しております。その他開示文書(招集通知、アニュアルレポート等)の開示・提供については実施しておりませんが、今後、外国人株主や機関投資家の株式保有比率等を勘案し、必要に応じて検討してまいります。

【補充原則4-10-1 指名・報酬などへの独立社外取締役の適切な関与・助言】

取締役・監査役候補者の指名及び執行役員を選任については、取締役会において、候補者の能力、実績、識見、人格、また社外役員の助言・提言をもとに、審議、決定しております。また、報酬の決定についても、株主総会で決議された報酬総額の限度額内で、取締役会において、報酬方針のもと、報酬額の妥当性・内容を判断し、協議、決定しております。この現状の仕組みにより、任意の諮問委員会等を設置することなく、独立社外取締役の適切な関与・助言を得られていると考えております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-4 いわゆる政策保有株式】

<政策保有に関する方針>

中長期的に当社の企業価値向上に資する企業等との関係強化を目的として保有しております。

<議決権行使の基準>

議案毎に、投資先企業の持続的成長と中長期的な企業価値の向上に資する内容であるかどうか、また当社への影響等を総合的に判断して議決権を行使します。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

当社と取締役間の競合取引及び利益相反取引を行う場合は、取引の健全性、有効性、取引条件の妥当性等が確保されているか等について、取締役会で事前承認並びに事後報告をすることとしております。また、毎年、関連当事者取引調査を全役員に実施しております。

【原則3-1 情報開示の充実】

(1) 会社の目指すところ(経営理念等)、経営戦略、経営計画

【企業理念】

- ・法令順守と高い倫理観に基づいた企業活動を実践します。
- ・環境にやさしい製品づくりにより、豊かな社会に貢献します。
- ・技術革新に努め、お客様が満足する製品を提供します。
- ・株主、取引先、地域社会の方々等、会社をとりまくさまざまな関係者と風通しの良いコミュニケーションを実践します。
- ・労使の相互信頼を基礎として、全員が働く楽しさと創る喜びを得る明朗闊達な企業風土をつくります。

【経営戦略・経営計画】

当社グループでは、「長期ビジョン2020」を掲げ、樹脂加工・配合のスペシャリストとして、グローバル市場で存在感のある内装部品サプライヤーを目指しております。

中期経営計画について、当社ホームページに掲載しています。

<http://www.meiwasangyo.co.jp/ir/management/plan.html>

(2) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

当社のコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針は、本報告書の「1.基本的な考え方」に記載のとおりです。基本方針に沿って、コーポレートガバナンスの充実に取り組みます。コーポレートガバナンスコードの5つの基本原則に沿って、コーポレートガバナンスの充実に取り組んでまいります。

(3) 経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続き

本報告書の「報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」に記載のとおりです。

(4) 経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続き

本報告書の「業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項」に記載のとおりです。

(5)個々の選任・指名についての説明

社外取締役・社外監査役候補者の選任理由については、株主総会招集通知に記載しております。取締役・監査役候補者の選任・指名については、株主総会招集通知に略歴等を記載しております。

【補充原則4-1-1 取締役会の役割、経営陣に対する委任の範囲の明確化】

取締役会は、取締役会規則に基づき経営上の重要な意思決定と、その決定に基づく業務執行の監督、法定事項の決議等に関する中心的な機能を担っております。また、経営の意思決定と業務執行の区分の明確化及び取締役会の監督機能の強化を目的とし、執行役員制度を導入しております。執行役員は取締役会から委嘱された権限に基づき業務執行を行います。各権限は社内規程「職務権限規程」・「職務権限基準表」にて明確に定めております。

【原則4-8 独立社外取締役の有効な活用】

取締役5名のうち独立社外取締役を2名選任しております。当社は、独立社外取締役の有用性について認識しており、社外取締役の質疑・意見による取締役会の活性化、ならびに社外取締役からのさまざまな観点からの意見の提示を通じた適切な意思決定や監督の実施等、独立社外取締役がコーポレートガバナンスの充実に資すると判断しております。

【原則4-9 独立社外取締役の独立性基準及び資質】

独立社外取締役の選任にあたり、会社法の定める社外取締役の要件及び東京証券取引所が規定する独立役員要件に合致していることを基準とし、さらに当社の社外取締役としてふさわしい能力、識見、経験、人格を有し、客観的な立場から率直に指摘や意見ができる人材を独立社外取締役として選任しております。

【補充原則4-11-1 取締役会全体の多様性及び規模に関する考え方と手続き】

会社を取り巻く環境や事業特性等を総合的に勘案し、適切かつ機動的な意思決定と執行の監督を行うことができるよう取締役会のメンバーを構成しております。社内取締役においては、業務全般を把握し活動できるバランス感覚を持った者で構成し、また選任候補者の有する専門知識等が会社の部門の一部に偏らないようにすることも配慮しております。

【補充原則4-11-2 取締役及び監査役の兼任】

取締役及び監査役が他の上場会社の役員を兼任する場合は、その役割・責務を適切に果たすために必要となる時間・労力を取締役及び監査役の業務に振り向けられること、また兼職先の数についても、当社取締役・監査役としての職務執行に支障がないことを確認したうえで、取締役会で検討し承認を得ることとしております。また、社外取締役及び社外監査役をはじめ取締役及び監査役の重要な兼職状況については、株主総会招集通知及び有価証券報告書に記載しております。

<http://www.meiwasangyo.co.jp/ir/index.html>

【補充原則4-11-3 取締役会全体の実効性に関する分析と評価】

社外取締役及び監査役が各取締役に対して必要に応じ実効性について意見・要望・助言・指導等行っています。また、取締役会出席メンバー自身による自己評価をしており、その内容を取締役会全体で共有しております。今後は、取締役会全体の実効性をさらに高めるため、取締役会全体の実効性の分析及びその開示を行うことを検討してまいります。

【補充原則4-14-2 取締役・監査役に対するトレーニングの方針】

取締役及び監査役は、その役割や責務を果たすために、経理財務やリスクマネジメント等について、有識者・専門家を招いたセミナーの開催や社外セミナー・各種研修会・講演会への参加など、知識の習得や更新等の研鑽に努めております。新任の社外取締役及び社外監査役については、就任時に当社に関する知識を習得するために、自社の事業・財務・組織等の説明、工場見学等を実施しております。就任後も必要に応じて継続的に研修等を実施してまいります。

【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】

株主・投資家との建設的な対話を促進するための体制整備・取組に関する方針は以下のとおりです。

- (1) IR・広報を担当する管理部門担当役員が統括する。
- (2) 総合管理部企画グループをIR活動の事務局とし、当社グループ、関連部門と有機的連携を図る。
- (3) 個別面談のほか、決算説明会、当社ホームページによる情報開示等の実施により、当社の経営戦略や事業環境に関する理解を深めるような活動を実施する。
- (4) 管理部門担当役員及び事務局より、取締役・経営陣幹部・関連部門に、対話を通じて把握した株主・投資家の意見等、定期的に取り締り会等にてフィードバックを行う。
- (5) インサイダー情報の管理については、社内規程「内部者取引管理規程」において重要情報の管理体制ならびに開示に係る体制を定め、厳格に運用していく。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
太陽生命保険株式会社	210,120	5.99
株式会社陽栄	180,355	5.14
株式会社三井住友銀行	130,926	3.73
株式会社プライムポリマー	119,200	3.40
三井物産プラスチック株式会社	80,000	2.28
日本生命保険相互会社	66,478	1.89
三井住友信託銀行株式会社	58,200	1.66
黄 聖博	53,800	1.53
株式会社SBI証券	45,000	1.28
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	44,800	1.27

支配株主(親会社を除く)の有無

——

親会社の有無

なし

補足説明 **更新**

上記大株主の状況は、2016年3月31日現在のものです。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	輸送用機器
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当ありません。

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態 監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数 9名
 定款上の取締役の任期 1年
 取締役会の議長 社長
 取締役の人数 5名
 社外取締役の選任状況 選任している
 社外取締役の人数 2名
 社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	
原 秋彦	弁護士												
三浦 孝昭	公認会計士								△				

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
 h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
 i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
 j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
 k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
原 秋彦	○	当社が事業上の法律相談等を行っている、日比谷パーク法律事務所のパートナー弁護士であります。当社は、同事務所に臨時的に事業上の法律相談等を行うことがあり、平成28年3月期に同法律事務所へ支払った報酬等の額は338千円です。	弁護士として豊富な経験と高い見識を有するため、社外取締役として選任しております。なお、株式会社中村屋の社外監査役を兼務しておりますが、同社と当社との間には特別の関係はありません。また、独立性の基準及び開示加重要件に該当せず、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断されることから、独立役員に指定しております。
三浦 孝昭	○	当社の会計監査人である有責任 あずさ監査法人の出身です。当社は同監査法人に監査及び四半期レビューを委嘱しており、平成28年3月期の報酬等の額は22,500千円です。	公認会計士として豊富な経験と高い見識を有するため、社外取締役として選任しております。なお、株式会社三陽商会の社外監査役を兼務しておりますが、同社と当社との間には特別の関係はありません。当社の監査役就任前に有責任 あずさ監査法人を退社して独立した活動を行っており、一

般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断されることから、独立役員に指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無 なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無 設置している

定款上の監査役の数 4名

監査役の数 3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

・監査役と会計監査人の連携
事業年度開始時に、外部会計監査人と監査体制及び監査計画や重点監査項目や監査の着眼点に関する意見交換・事前協議を実施し、監査スケジュールを策定し、効率的、効果的な監査かつ十分な監査時間の確保をしています。また、各四半期決算毎の会計監査人からのレビュー報告、必要に応じての個別打合せ等により、相互連携を図っています。

・監査役と内部監査部門の連携
監査役と内部監査部門は、監査に必要な情報収集、「コンプライアンス委員会」出席、内部統制の有効性評価等、情報共有・意見交換し、密接な連携を図っています。

・内部監査部門と会計監査人の連携
内部監査室が実施した内部統制の有効性評価等について、内部監査部門と会計監査人は意見交換・情報共有等、連携を図っています。

社外監査役の選任状況 選任している

社外監査役の数 2名

社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 0名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
佐田 成史	他の会社の出身者										△			
森山 弘和	他の会社の出身者													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
		当社の大株主であり主取引銀行である株式会社三井住友銀行の出身です。	金融機関で培った財務及び会計に関する幅広い

佐田 成史	同行は平成28年3月末時点で当社株式130,926株(持株比率3.73%(自己株式控除後))を保有しております。また、同行からの借入金残高は、平成28年3月末時点で1,397,000千円です。	い知見を有し、また企業経営者として豊富な経験を有することから経営全般の監視と助言を期待し、社外監査役として選任しております。
森山 弘和	当社がIR(投資家向け広報)に関する相談等を行っていた、株式会社森山事務所の代表取締役社長であります。平成28年3月期に同社へ支払った報酬等の額は400千円です。なお、同社との顧問契約は平成27年5月末で終了しております。	経営コンサルティングに関する幅広い知見を有し、また企業経営者として豊富な経験を有することから経営全般の監視と助言を期待し、社外監査役として選任しております。なお、株式会社はせがわの社外取締役を兼務しておりますが、同社と当社との間には特別の関係はありません。

【独立役員関係】

独立役員の人数 2名

その他独立役員に関する事項

該当ありません。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 その他

該当項目に関する補足説明

取締役(社外取締役を除く)及び監査役(社外監査役を除く)は、中長期の業績を反映する観点から、月額報酬の一定額以上の拠出を必須とし、役員持株会を通じて自社株式を購入し、購入した株式は在任期間中、その全てを継続保有しています。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況 個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

有価証券報告書及び事業報告において全取締役の総額を表示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役及び監査役の報酬については、株主総会の決議により、それぞれの報酬総額の限度額を決定しております。取締役及び執行役員の報酬は、優秀な人材を確保できる水準、従業員給与水準を勘案しつつ、当社グループの連結業績、株主還元等様々な視点から報酬額の妥当性・内容を判断し、取締役会にて協議し決定しております。監査役の報酬は、当社グループ全体の職務執行に関する監査の職責を負うことから、月額報酬のみとし、監査役の協議により決定します。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

取締役会にて建設的な議論・意見交換ができるよう、取締役会資料・経営会議資料を全取締役・全監査役に原則事前配布し、社外取締役及び社外監査役が十分に検討する時間を確保しています。また、決議のうち特に重要な案件については、決議を行う取締役会より前の取締役会において、事前協議を行っています。この事前協議により、決議までの十分な検討時間の確保・指摘事項の検討反映等に活かされております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

(企業統治体制)
・当社は監査役会設置会社制を採用しております。

(取締役会)

- ・取締役会は、経営の意思決定と業務執行の区分の明確化及び監督機能の強化を目的とした執行役員制度の導入に伴い取締役を少員数化し、取締役5名(うち社外取締役2名)で構成しております。
- ・取締役会の開催は、原則毎月1回と四半期決算・期末決算承認取締役会各4回の年間計16回の開催とし、法定事項の決議のみならず、重要事項の審議・決議と当社グループの経営方針・経営戦略の決定を行うとともに、代表取締役他、取締役、経営陣幹部の業務執行を管理・監督しております。

(監査役会・監査役)

- ・監査役会は、社外監査役2名含む計3名で構成しております。
- ・各監査役は、取締役会その他の重要な会議への出席、取締役・経営陣幹部・従業員等からの業務執行状況の聴取等を行い、取締役の職務執行を監査しております。
- ・監査役会は、原則として、取締役会開催頻度に準じて原則月1回開催しております。

(執行役員)

- ・執行役員は、計8名(うち取締役兼務2名)が取締役会決議で任命されております。

(経営会議)

- ・原則として、月2回、取締役(社外取締役除く)、役付執行役員を出席メンバーとする経営会議を開催し、重要案件・取締役会付議案件の事前討議、業務執行の状況と課題の検証を行っています。なお、当経営会議の資料は、社外取締役・社外監査役にも配布し、情報共有を図っております。

(取締役・監査役の指名)

- ・取締役会において、候補者の能力、実績、識見、人格、また社外役員の助言・提言をもとに、取締役、監査役候補者の指名及び執行役員の選任につき、審議、決定します。
- ・社外取締役候補者の指名においては、取締役会全体の知識・経験・能力のバランス等考慮し、客観的な立場から率直に指摘や意見ができる、また多様な経歴と背景を持つ候補者を選任する方針であります。
- ・監査役候補者については、財務・会計に関する適切な知見を有している者、企業経験者として豊富な経験を有する者等を監査役会の同意を得て取締役が推薦していく方針であります。

(内部監査及び監査役監査)

- ・社長直属の内部監査部門として内部監査室を設置し、業務執行について監査を実施し、内部統制機能の向上を図っております。
- ・グループ会社への監査については、監査役と内部監査部門が連携し、計画的に往査による監査を行っております。
- ・業務執行の監査結果については、原則毎月1回、監査報告会として、代表取締役及び常勤取締役に報告・意見交換を行っております。

(会計監査)

- ・当社は、会計監査業務について有限責任あずさ監査法人を選任し、監査契約を締結し会計監査業務を委嘱しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、前項に記載した企業統治体制が、経営の効率性を確保しつつ、経営全般に対する監査・監督を十分に果たすことができる機能を有するコーポレートガバナンス体制として、当社の現在における会社規模や状況に相応しい適切な体制と判断しております。また、コーポレートガバナンスを補完する仕組みとして、コンプライアンス委員会を設置しております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

補足説明

集中日を回避した株主総会の設定

株主総会は、株主との対話の場と位置づけ、正確な情報提供を担保するための準備を考慮の上、多くの株主の皆様が株主総会へ出席して頂けるよう、集中日を回避した株主総会の設定をしています。

2. IRに関する活動状況

補足説明

代表者自身による説明の有無

アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催

第2四半期決算、期末決算の年2回、決算説明会を開催し、代表者より業績や経営戦略について説明しております。

あり

IR資料のホームページ掲載

当社ホームページに各種IR資料を掲載しております。
<http://www.meiwasangyo.co.jp/>
【IR資料】
・決算短信、有価証券報告書、株主総会招集通知・計算書類等の法定書類
・決算説明会資料
・適時開示資料

IRに関する部署(担当者)の設置

総合管理部が担当しております。

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

補足説明

社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定

「盟和産業行動指針」にて規定しております。

環境保全活動、CSR活動等の実施

環境保全活動に関しては、全従業員が、地球環境の保護に強い関心を持ち、社会的使命との調和の基に環境改善に努め、社会に貢献するという環境基本方針のもと、「環境方針」の5項目を定め具体的な活動を展開しております。
当社ホームページに「環境方針」の5項目を掲載しております。
<http://www.meiwasangyo.co.jp/>

ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定

「盟和産業行動指針」に基づいて、当社は投資家や当社に係わる関係者に積極的な広報活動や公正なコミュニケーションを通じて、企業情報を適正かつタイムリーな開示に努めてまいります。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下の通り当会社の業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制」という）を整備する。

1. 当社及び当社子会社（以下、「当社グループ」という。）の取締役（海外子会社の取締役相当職を含む。以下、「取締役等」という。）及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) 「企業理念」及び法令及び社会通念を遵守した行動を取るための「企業行動規範」の徹底を図るとともに、コンプライアンス委員会が当社グループにおけるコンプライアンスに関する取り組みを横断的に統括する。同委員会での協議・決定事項については当社グループの取締役等・監査役へ報告する。

(2) 内部通報制度を活用して不正・違反行為等の早期発見と是正を図るものとする。

(3) 反社会的勢力との関係を排除するとともに、反社会的勢力からの不当な要求に対しては、警察・顧問弁護士等と緊密に連携し、当社グループを挙げて毅然とした姿勢で対応する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

文書帳票管理規程、情報管理規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体に記録し、保存する。取締役及び監査役は文書帳票管理規程により常時これらの文書等を閲覧できるものとする。

3. 当社グループの損失の危険の管理に関する規定その他の体制

当社グループで発生する可能性がある多様なリスクについては、コンプライアンス規程、リスク管理規程等の社内規程に基づき、コンプライアンス委員会が「全部門で想定されるリスクガイドライン」を制定し、責任部署を明確化するとともに対策を立案し、実行する。同ガイドラインは必要に応じて見直しを行うものとする。

4. 当社グループの取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 当社取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、当社取締役会を月1回定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。

(2) 連結およびグループ各社の中期経営計画・年度計画等の策定、当社グループの経営戦略に関わる重要事項については事前に経営会議において議論を行い、その審議を経て執行決定を行うものとする。

(3) 当社グループの業務執行に係る情報を当社各部門・グループ各社間で共有し、適切かつ効率的な業務執行が行われるよう、各子会社を含め毎月定期的に会議体を開催する。

(4) 当社取締役会の決定に基づく業務執行については、業務分掌規程においてそれぞれの責任者及びその責任、執行手続の詳細について定めることとし、各子会社においてもグループ会社管理規程のもと当社規程等に準じた業務分掌規程等を整備するよう指導する。

5. 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

(1) 担当取締役は、グループ各社においてコンプライアンス体制の整備が行われるよう努めるとともに、グループ各社から定期的に業務執行状況の報告を受け適宜指導する。

(2) 当社は、グループ会社管理規程に基づき、各子会社に対し、業績状況については毎月、その他決算状況、経営上の重要事項については定期的に当社に報告することを義務付けている。

(3) 当社内部監査室は、グループ会社管理規程に基づき、必要に応じて業務監査・会計監査・組織、制度監査等の内部監査を実施する。

(4) 当社は、財務報告の信頼性を確保するための金融商品取引法に規定された財務報告に係る内部統制が有効に行われる体制を構築し、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、不備があれば必要な是正を行う。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役の職務を補助すべき使用人の設置について、監査役から要請があった場合は、速やかに適切な人員配置を行う。

7. 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当該使用人は監査職務の補助に関し監査役の指揮命令下に置くものとする。また当該使用人の人事異動・人事評価については、予め監査役と事前に協議を行い、同意を得たうえで決定する。

8. 当社グループの取締役等及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

(1) 監査役は、経営会議、コンプライアンス委員会その他社内会議に出席するとともに、重要な議事録・稟議書等、随時閲覧できる体制とし、必要に応じて、当社グループの取締役等及び使用人にその説明を求めることができるものとする。

(2) 当社グループの取締役等及び使用人は、法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事項を発見したときは監査役に報告する体制とする。

(3) 監査役へ報告を行った当社グループの取締役等及び使用人が、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する体制とする。

(4) 内部通報制度管理規程に基づき、社内窓口を担当部署と監査役、外部窓口を顧問弁護士とし内部通報制度を運用し、速やかに通報状況を窓口関係者間で共有する体制とする。

9. 監査役の職務の執行について生ずる費用等の処理に係る方針

監査役がその職務の執行について当社に対して会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかにこれに応じるものとする。

10. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役会は、代表取締役社長、監査法人とそれぞれ定期的に意見交換会を開催する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、「企業行動規範」の「法令順守」の項目に、「法令及び社内規則を遵守し、公正で透明な企業活動を行います。市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体の排除には毅然とした態度で取り組みます。」と定めております。当社は、以下の2つを基本方針として反社会的勢力による被害防止のために、全社を挙げて法に則して取り組みます。

【基本方針】

○反社会的勢力との関係・取引を一切行わない、またはこれを一切利用しない。

○会社での対応に限らず、外出先、プライベートにおいても、反社会的勢力の不当要求等は毅然と断る。

反社会的勢力排除に向けた整備状況

(1) 対応統括部署は総管理部門、不当要求防止責任者は総管理部長とします。

- (2)「神奈川県企業防衛対策協議会」及び「社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会」に加盟し、警察との連携を強めるとともに、反社会的勢力に関する情報収集を行っています。
- (3)企業理念・行動規範・コンプライアンス等に関する小冊子「盟和産業行動指針」を全社員に配布し、反社会的勢力による被害防止に取り組んでおります。
- (4)小冊子「盟和産業行動指針」に基づき、社内勉強会を実施しております。
- (5)「反社会的勢力排除対応マニュアル」を制定し、一切の関係・取引をしない、または利用しないことを周知・徹底しております。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無 なし

該当項目に関する補足説明

当社では、株主の期待に応じて、企業価値を向上させることが最大の買収防衛策であると考えております。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制は、次のとおりであります。

1. 適時開示に係る当社の基本方針

「盟和産業行動指針」、東京証券取引所の適時開示規則、社内規定(内部者取引管理規程)に基づき、企業情報の適正かつタイムリーな開示に努めてまいります。

2. 適時開示に係る社内体制

当社は総合管理部を責任部署として以下の体制により情報開示を行っております。

(1) 発生事実に関する情報

未公表の重要事実を知った従業員からの情報は、情報管理者を通じて総合管理部へ集約されます。情報内容を精査し適時開示の可否を判断し、代表者の承認また必要に応じて取締役会決議により開示を行います。

(2) 決定事実に関する情報

取締役会・経営会議の付議事項を取り纏める総合管理部において、事前に適時開示の対象となる重要事実の有無を確認し、該当案件については資料を作成し、付議案件とともに開示の承認を得ております。



